

令和6年度宮城県社会福祉審議会全体会議事録

I 日 時 令和6年6月11日（火） 午後1時30分から午後3時まで

II 場 所 宮城県行政庁舎4階 庁議室

III 出席委員 19人

IV 出席者（敬称略）

別紙のとおり

V 会議経過

山田 康人（宮城県保健福祉部保健福祉総務課総括課長補佐）の司会により、下記のとおり開催した。

1 開 会

（司会）

それでは、ただいまから、令和6年度宮城県社会福祉審議会を開会いたします。

本日司会を務めます、保健福祉総務課の山田でございます。よろしくお願いいたします。

はじめに、本日は25名中19名の委員の皆様にご出席いただき、半数以上を占めることから、宮城県社会福祉審議会条例第5条第3項の規定により、本日の会議は成立していることを御報告申し上げます。

なお、本日の会議については、情報公開条例に基づき、公開により進めさせていただきます。また、議事録は、県政情報センターなどで公開することになりますが、その前に議事録の内容について、必要に応じて御発言された委員の皆様に対して確認させていただきますので、よろしくお願いいたします。

2 あいさつ

（司会）

はじめに、開会にあたりまして、伊藤哲也宮城県副知事より御挨拶申し上げます。

（伊藤副知事）

社会福祉審議会の開催にあたり、一言御挨拶を申し上げます。

本日、お集まりいただきました皆様、また、WEBにより御出席いただきました皆様におかれましては、日頃から本県の保健・医療・福祉行政の推進にあたりまして、格別の御理解と御協力を賜っておりますことに心よりお礼申し上げます。社会福祉審議会の全体会とし

ましては、前回の令和3年度が新型コロナの影響もあり、書面開催とさせていただきますので、平成30年度以来の開催となります。

今年度は、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」がスタートして4年目となります。新ビジョンで政策推進の新たな柱として位置づけております「子ども・子育て分野」においては、「子育てしやすい宮城県」への転換に向けて、結婚・出産・子育てを応援する環境の整備を強力に進めていくとともに、子どもの貧困対策、児童虐待対策などにも取り組んでまいります。

また、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進を図るとともに、介護・障害福祉サービスの提供体制の整備等を着実に推進してまいります。

東日本大震災から13年が経過しましたが、被災地においては、地域の支え合い活動の支援や心のケア対策など、きめ細かに対応しなければならない課題が未だ残されております。復興完了に向け、引き続き、被災者の相談支援や孤立防止のための見守り活動支援などの取組を進めてまいります。

皆様には、本年4月1日から3年間の任期で、御多用にも関わらず、社会福祉審議会委員に御就任いただき、誠にありがとうございます。改めましてお礼申し上げます。よろしくをお願いいたします。皆様方には、任期中、主にこの社会福祉審議会に設置される専門分科会や部会において、専門的な事項について御審議を賜りますこととなりますのでよろしくをお願いいたします。

本日は、委員就任後、初めての全体会議になりますので、委員長の選任及び副委員長の指名並びに各専門分科会・部会に属する委員の指名を行っていただき、その後、報告事項といたしまして、今年度の保健福祉部の重点方針や新たに策定した計画等について御説明させていただくこととしております。

本日は、忌憚のない御意見をいただき、今後の県の施策等をより充実させてまいりたいと考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

(司会)

ありがとうございます。なお、伊藤副知事におかれましては、公務のため、こちらにて失礼をさせていただきます。

3 委員紹介

(司会)

それでは、続きまして、「3 委員紹介」となります。本日は、改選後第1回目の会議でございますので、本日御出席の皆様のお紹介をさせていただきます。

なお、委嘱状につきましては、机上に配付させていただいておりますので、よろしくをお願いいたします。

お名前につきましては、お手元に配布の名簿のとおり、50音順で御紹介させていただきます。

学校法人東北学院 常任理事 阿部 重樹 委員でございます。

宮城県社会福祉協議会副会長兼専務理事 伊藤 吉隆 委員でございます。

宮城県民生委員児童委員協議会副会長 小川 喜美子 委員でございます。

本日 WEB でのご出席となります、宮城県医師会副会長 虹の丘小児科内科クリニック院長 奥村 秀定 委員でございます。

宮城県薬剤師会副会長 加茂 雅行 委員でございます。

宮城県民生委員児童委員協議会副会長 川村 米子 委員でございます。

宮城県老人福祉施設協議会会長 木村 伸裕 委員でございます。

仙台弁護士会会員 坂口 真理子 委員でございます。

宮城県議会議員 佐々木 喜藏 委員でございます。

宮城県議会議員 佐々木 賢司 委員でございます。

宮城県介護福祉士会代表理事兼会長 雫石 理枝 委員でございます。

宮城県民生委員児童委員協議会理事 菅原 和子 委員でございます。

東北福祉大学教授 高橋 誠一 委員でございます。

宮城県町村会副会長 七ヶ浜町長 寺澤 薫 委員でございます。

宮城県民生委員児童委員協議会副会長 土井 賢亮 委員でございます。

認知症のひとと家族の会宮城県支部世話人 原田 時子 委員でございます。

宮城県なごみの会会長 ト蔵 康行 委員でございます。

WEB でのご出席となります、公立黒川病院名誉院長 本郷 道夫 委員でございます。

仙台白百合女子大学教授 三浦 主博 委員でございます。

それでは、続きまして、県の主要職員を紹介させていただきます。

宮城県保健福祉部長 志賀 慎治 でございます。

保健福祉部副部長 武田 健久 でございます。

なお、保健福祉部副部長 大森 秀和につきましては、本日、急な公務のため欠席となります。よろしくお願いたします。

4 審議事項（1）委員長の選任について

（司会）

それでは、会議次第に従いまして、議事に入らせていただきます。

はじめに、「4 審議事項（1）委員長の選任」についてでございます。社会福祉法第10条の規定により、委員長は委員の互選によることとなっております。また、宮城県社会福祉審議会条例第5条第1項の規定により、委員長に議長を務めていただくこととなって

おります。そこで委員長が選任されるまでの間、志賀保健福祉部長が仮委員長を務めさせていただきます。志賀部長よろしくお願いたします。

(志賀保健福祉部長)

それでは、委員長が選任されるまでの間、仮の委員長を務めさせていただきます。

先ほど司会が申しあげましたように、委員長は社会福祉法第10条の規定によりまして、委員の互選によることとなっております。どなたか御意見はございませんでしょうか。

(意見なし)

御意見がなければ、事務局案の提示を求めるとのこととしてよろしいでしょうか。

それでは事務局案を提示して下さい。

(大泉保健福祉総務課長)

事務局案を申し上げます。

事務局としましては、阿部重樹委員に委員長をお願いしたいと考えております。

(志賀保健福祉部長)

ただいま、事務局から、阿部重樹委員を委員長に、という事務局案が示されましたが、いかがでしょうか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。阿部重樹委員、お引き受けいただけますでしょうか。

(阿部重樹委員了承)

それでは、阿部重樹委員に委員長をお願いすることに決定いたしました。

(司会)

阿部重樹委員長、委員長席の方へお進みいただき、大変恐縮ですが、一言御挨拶をお願いいたします。

(阿部委員長)

大変恐縮ですが、着座のまま御挨拶を御容赦願いたいと思います。せっかくの機会ですので、皆様から貴重な御意見をいただきたいと思っておりますのと、あわせて、円滑な議

事進行に御理解と御協力をお願いして御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

(司会)

阿部委員長、ありがとうございました。

それでは、これよりの議事進行につきましては、阿部委員長をお願いいたします。

4 審議事項（2）副委員長の指名について

(阿部委員長)

それでは、委員長として暫時議長を務めさせていただきます。

引き続き「審議事項（2）副委員長の指名」に入ります。

本件について、事務局から説明をお願いいたします。

(大泉保健福祉総務課長)

それでは御説明申し上げます。副委員長につきましては、宮城県社会福祉審議会条例第4条第1項の規定により、「審議会に副委員長を置き、委員長の指名によって定める。」とされております。従いまして、阿部重樹委員長に御指名をいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

(阿部委員長)

承知いたしました。

それでは、指名させていただきます。副委員長には、高橋栄徳委員を指名させていただきますと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。御異議なしと認めます。

なお、高橋委員におかれましては、本日欠席となっておりますので、おってお伝えすることにさせていただきます。

4 審議事項（3）専門分科会・部会に属する委員の指名について

(阿部委員長)

次に、「審議事項（3）専門分科会・部会に属する委員の指名」について、事務局から説明をお願いいたします。

(大泉保健福祉総務課長)

御説明申し上げます。

はじめに、資料1の11ページをお開き願います。

当審議会は、4つの専門分科会と、8つの部会で構成されております。

専門分科会は、社会福祉法第11条第1項による、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会、宮城県社会福祉審議会条例第6条第1項による児童福祉専門分科会、老人福祉専門分科会が設置され、それぞれの分野ごとに審議が行われております。

部会といたしましては、社会福祉法施行令第3条第1項による、身体障害者の障害程度を審査する審査部会、宮城県社会福祉審議会条例第7条第1項及び宮城県社会福祉審議会運営要綱による、自立支援医療機関指定部会、育成部会、母子父子養護部会、保健部会、児童措置部会、保育所設置認可部会、認可外保育施設等における死亡事故等検証部会になります。

所属する委員につきましては、社会福祉法施行令第2条第1項及び第3条第2項並びに宮城県社会福祉審議会条例第6条第2項及び第7条第2項の規定により、委員長が指名することとなっております。

以上でございます。

(阿部委員長)

それでは、引き続き、事務局より、委員の皆様の分科会・部会の所属案につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

(大泉保健福祉総務課長)

承知いたしました。

引き続き、資料1の12ページ「宮城県社会福祉審議会分科会・部会所属(案)」を御覧下さい。本日御出席をいただいております委員の皆様が所属する各専門分科会及び各部会につきまして、各委員の御専門の分野等を考慮いたしまして、所属案を提案させていただきました。

委員の所属委員数は、民生委員審査専門分科会が7人、老人福祉専門分科会が10人、身体障害者福祉専門分科会が3人、うち審査部会に1人、自立支援医療機関指定部会に3人、児童福祉専門分科会が7人、うち育成部会に2人、母子父子養護部会に2人、保健部会に2人、児童措置部会に2人、保育所設置認可部会に2人、認可外保育施設等における死亡事故等検証部会に3人となっております。

次に13ページを御覧ください。

先ほど御説明いたしました委員長が指名する委員として、分科会・部会のみ御出席いただく「専門委員」の所属案でございます。

専門委員の所属委員数は、身体障害者福祉専門分科会が8人、うち審査部会に8人、自

立支援医療機関指定部会に8人、児童福祉専門分科会が15人、うち育成部会に5人、養護部会に3人、保健部会に3人、児童措置部会に3人、保育所設置認可部会に3人、認可外保育施設等における死亡事故等検証部会に2人となっております。

各専門分科会及び各部会の審議内容につきましては、資料1の11ページに記載されているとおりでございます。

以上でございます。

(阿部委員長)

ありがとうございました。ただいま事務局案が示されたわけですが、委員の皆様、事務局案をもって委員長の指名とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございました。それでは、各委員の皆様どうぞよろしくお願いたします。

なお、令和5年度分科会・部会の開催状況については、参考資料にございますので、のちほど御覧いただきたいと思っております。

また、令和6年度の個別の分科会・部会の開催にあたりましては、事務局より委員の皆様にご連絡させていただくこととなっておりますので、あわせてよろしくお願いたします。

5 報告事項(1) 令和6年度保健福祉部の重点方針について

(阿部委員長)

それでは、次第「5 報告事項」に入ります。はじめに、「(1) 令和6年度保健福祉部の重点方針」について、事務局より説明をお願いいたします。

(大泉保健福祉総務課長)

「令和6年度 宮城県保健福祉部の重点方針」について、お手元にお配りしておりますA3カラーの資料で、御説明させていただきます。

はじめに、「基本方針」につきましては、「新・宮城の将来ビジョンの着実な推進」、「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」、の2項目により取り組んでまいります。

一つ目の「新・宮城の将来ビジョンの着実な推進」については、「子育てしやすい宮城県」への転換に向けた取組を進めるとともに、医療提供体制の確立や政策医療の課題解決、地域包括ケアシステムの深化・推進、介護・障害福祉サービスの提供体制の整備等を着実に推進してまいります。

このほか、人口の本格的な減少局面を迎える中で効率的・効果的な行政サービスを提供できるよう、DXによる「変革みやぎ」の実現に向けた取組のほか、多様な主体と連携し

ながら、「新・宮城の将来ビジョン」に掲げる将来像の実現に向けて取り組んでまいります。

二つ目の「被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」については、引き続き、被災者の相談支援や孤立防止のための見守り活動支援、心のケアなど、被災者が安心して暮らせるための取組を推進し、復興完了に向けたきめ細かなサポートを進めてまいります。

続いて、「重点項目」6項目について御説明いたします。

「1 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備」については、AIマッチングによる結婚支援やライフプラン形成支援に取り組むとともに、市町村が行う少子化対策への支援の更なる拡充を図ります。

また、不妊治療医療費用の助成、産後ケアサービスの受入拡充に向けた助成など、新規施策に取り組むとともに、「結婚応援パスポート」と「子育て支援パスポート」の一体的な運用や置き型授乳室の設置に係る助成などに取り組み、社会全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成に努めます。

「2 家庭・地域等の連携・協働による子どもを支える体制の構築」については、子どもの貧困対策事業を行う市町村や、子ども食堂などに取り組む団体を支援するほか、ヤングケアラーの早期発見と支援の取組を進めます。

また、児童虐待の予防や発生時の迅速な対応、虐待を受けた子どもの自立支援に取り組むとともに、里親制度の普及促進や支援体制強化に努めます。

「3 就労や地域活動を通じた多様な主体の社会参画の促進」については、地域共生社会の実現に向けた取組の推進や、ひとり親家庭や生活困窮者への自立支援のほか、障害者の就業・生活支援に向け、継続的かつ安定的な受注機会の確保に取り組むとともに、ひきこもり等就労困難者に対し、一般就労移行に向けた取組を新たに行います。

続いて右側になります。「4 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供」については、全てのライフステージを通じた切れ目のない健康支援体制づくりの一環として、新たにデジタル身分証アプリを活用した歩数アップキャンペーンを実施するとともに、食環境づくりの推進のほか、がん対策や脳卒中・心臓病等対策などを進めてまいります。

また、医療従事者の勤務環境の整備に向けた取組などを進めるとともに、仙台医療圏における病院の再編など、地域医療構想を踏まえ、政策医療の課題解決に取り組めます。加えて、新興感染症等の発生に備えるため、医療提供体制の整備を進めてまいります。

このほか、地域包括ケアシステムの深化・推進や認知症対応を進めるとともに、介護施設における勤務環境改善や、特定技能外国人向けの受入に向けた支援に取り組むことにより、更なる人材確保に努めてまいります。

「5 安心して暮らせる社会の実現」については、障害者差別のない共生社会の実現に向けた普及啓発や、障害者アート作品を通じた交流機会の創出に取り組むほか、精神障害の有無や程度にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、新たに精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの体制整備を進めます。

このほか、ひきこもり状態にある方の社会参加の支援・孤立防止、自死対策の推進を図ります。

「6 被災地の復興完了に向けたきめ細かなサポート」については、引き続き、被災者の見守り活動や相談対応、支え合い体制づくりの支援、心のケアの推進と人材確保・育成支援に取り組むとともに、子どもたちの心のケア、震災で親を亡くした子どもたちの支援を行います。

「令和6年度 宮城県保健福祉部の重点方針の概要について」は以上になります。

(阿部委員長)

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました「令和6年度保健福祉部の重点方針」について皆様から御質問等あればお願いしたいと思います。

WEB 会議システムで手が上がりました。お願いいたします。

(奥村委員)

宮城県医師会の奥村でございます。令和6年度重点方針の概要についてですが、昨年発足しましたこども家庭庁の基本政策として、乳児1か月児検診及び5歳児発達障害健診等の新事業がスタートしております。重点項目には、「1 結婚・出産・子育てを応援する環境の整備」の欄に「新生児マスキリーニング検証実証」が入っているのですが、乳児1か月児健診及び5歳児発達障害健診等が入っていないのがバランスの悪いような気がします。それからもう一点、「4 生涯を通じた健康づくりと持続可能な医療・介護サービスの提供」の中に、がん対策や心臓病対策、脳卒中が入っているのですが、宮城県のメタボ及び予備軍は全国ワースト5に入っており、糖尿病性腎症重症化予防プログラムに非常に力を入れているんですけども、糖尿病が項目に入っていないのがバランスの悪いような気がします。いかがでしょうか。

(阿部委員長)

2点、項目でバランスが悪いのではないかという御指摘がありました。事務局からお願いいたします。

(大泉保健福祉総務課長)

御発言ありがとうございました。御指摘の内容につきましては、言葉足らずのところがございますが大変申し訳ございません。御指摘の内容につきましても、私どもで同じように進めてまいりたいと存じます。御指摘ありがとうございました。よろしくお願いいたします。

(阿部委員長)

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

ありがとうございました。それでは、報告事項（１）につきましては、以上とさせていただきます。

5 報告事項（２）「第９期みやぎ高齢者元気プラン」について

(阿部委員長)

次に、次第の報告事項（２）に移らせていただきます。報告事項（２）からは、今年度から始まる計画の概要や関係課が重点的に取り組んでいる事業等を説明していただきたいと思えます。それでは、報告事項（２）「第９期みやぎ高齢者元気プラン」について、事務局より説明をお願いいたします。

(高橋長寿社会政策課長)

長寿社会政策課の高橋と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

当課からは、今年の３月に策定した「第９期みやぎ高齢者元気プラン」について、説明させていただきます。

「計画策定の趣旨」及び「計画の位置付け」につきましては、県の高齢者福祉施策の方向性を明らかにし、地域の抱える課題解決に向けた積極的な市町村支援等を目的として、高齢者福祉計画と介護保険事業支援計画を一体的に策定するものでございます。

策定に当たっては、県政運営の基本的な指針である「新・宮城の将来ビジョン」のもと、地域福祉支援計画や地域医療計画を始めとする個別計画との整合性を図りながら策定しております。

「計画の期間」につきましては、令和６年度から令和８年度までの３年間となります。

「計画の理念と目標」について、基本理念は、「高齢者が地域で自分らしい生活を安心して送れる社会」であり、この基本理念のもと、「みんなで支え合う地域づくり」、「自分らしい生き方の実現」、「安心できるサービスの提供」の３つの基本的目標を設定しております。

資料右側でございますが、「目指すべき社会の姿」として、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、地域包括ケアシステムを地域の実情に応じて深化・推進し、高齢者を主体として障害のある方や子どもも視野に入れた地域共生社会の実現を目指すこととしております。

高齢者福祉圏域及び県内高齢者の現状等につきましては記載のとおりでございますけれども、県内高齢化率につきましては、令和５年に宮城県が２９．１％、全国が２９．０％と平成１２年以降、初めて宮城県の高齢化率が全国を上回りました。今後も高齢化率は上昇していく傾向にございます。

次のページを御覧ください。

先ほど御説明いたしました３つの基本的目標にそれぞれ３つずつの基本課題を設けてお

り、全部で9つの基本課題に対する施策展開の方向性を示しております。

資料左側の基本的目標①「みんなで支え合う地域づくり」については、医療・介護・生活支援などのサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化・推進を中心として、地域支え合いや自立支援、介護予防・重度化防止などの施策を展開してまいります。

資料右側の基本的目標②「自分らしい生き方の実現」では、昨年6月に成立しました「認知症基本法」を踏まえた認知症施策を推進するほか、権利擁護支援などに取り組んでまいります。

次のページを御覧ください。

資料左側の基本的目標③「安心できるサービスの提供」については、喫緊の課題である介護人材の不足に対応するため、外国人介護人材を含めた多様な人材の参入を支援するほか、介護職員の負担軽減、処遇改善加算取得の支援などを施策展開の方向性として記載しております。

次に、資料右側ですが、令和8年度における施設・居住系サービス定員と介護保険料は、記載のとおりでございますが、介護保険料は、第8期から159円上昇しており、全国的な傾向ではございますが、介護保険制度創設から一貫して上昇しております。

最後に、「第9期計画期間中の目標」につきまして、抜粋して記載しておりますが、全部で16の指標を設定し、計画期間の最終年度となる令和8年度末の目標値達成に向け、各種取組を推進していくこととしております。

私からの説明は、以上でございます。

(阿部委員長)

ありがとうございました。ただいま説明のありました「第9期みやぎ高齢者元気プラン」につきまして、皆様から御質問等あればお願いしたいと思います。WEB会議システムで出席の委員の皆様からも御質問等あればよろしくお願ひいたします。

(寺澤委員)

4ページですが、右側の「第9期計画期間中の目標」の抜粋で、3番目の「成年後見制度利用促進に係る中核機関の設置」ということで、今8市町村という現況値がありますが、今後各自治体に中核機関の設置を求めるところのもう少し詳しい内容が聞ければと思います。

(高橋長寿社会政策課長)

中核機関の設置でございますが、国で成年後見制度の利用促進計画を策定しております。計画の中で、令和6年度中にはすべての市町村で設置をしてもらいたいという方向性が示されております。今現在8市町村ではございますが、それぞれ市町村ごとに課題等がございます。年度前半で未設置の市町村にお伺ひして、どうして設置が進まないのか等課題

を把握してアドバイスをしている状況でございます。我々としましては、できるだけ早期に、令和8年度までには35市町村で設置をしていきたいと考えているところでございます。

(阿部委員長)

よろしいでしょうか。他にはいかがでしょうか。

では、報告事項の(2)につきましましては、以上とさせていただきます。

5 報告事項(3) 第7期みやぎ高齢者元気プランについて

(阿部委員長)

次に報告事項(3)「みやぎ障害者プラン・宮城県障害福祉計画」について事務局より説明をお願いいたします。

(相澤障害福祉課副参事兼総括課長補佐)

障害福祉課の相澤でございます。

私からは報告事項の(3)「みやぎ障害者プラン」及び「宮城県障害福祉計画」について報告をさせていただきます。資料を御覧ください。

はじめに、「1趣旨」ですが、「みやぎ障害者プラン」、「宮城県障害福祉計画」とも、これまでの計画期間が満了しましたことから、今年度から新たに両計画を更新したものでございます。2つの計画を対比しながらその違いについて御説明させていただきます。

まず、「根拠法」ですが、プランは障害者基本法、障害福祉計画は障害者総合支援法及び児童福祉法の規定により作成しております。

計画の「性格」についてですが、プランは、理念ですとか方向性、あるいは具体的取組内容を記載した施策集のような性格を有しており、障害福祉計画は、サービス量の確保等に関する数値目標を掲げた指標集のような性格を有しております。

「計画期間」につきましましては、プランは6年間としておりますが、障害福祉計画は、国の基本指針の発出に併せ、3年間としております。

計画の策定に当たりましては、いずれも国の計画や指針を参考にしながら地域の実状も踏まえ策定しております。また、法の定めにより、いずれの計画も、県の障害福祉施策に関する審議会の意見を伺いながら策定しております。

本日、時間も限られておりますので、「2策定の経過等」につきましましては説明を割愛させていただきます。プランと障害福祉計画の構成について次の資料で御説明をさせていただきます。

1枚おめくりいただき、「みやぎ障害者プラン」の概要を御覧ください。

はじめに、「1プランの施策体系」でございますが、基本理念といたしまして、「だれもが生きがいを実感しながら共に充実した生活を安心して送ることができる地域社会づくり」

を掲げております。プランの体系イメージにありますとおり、この基本理念を①から③の要素に分けた上で、3つの「重点施策」を掲げております。

「2重点施策①」ですが、重点施策の1点目は「障害を理由とする差別の解消」でございます。この分野の課題としましては、障害等に対する理解・関心の不足を挙げております。施策の方向として、障害等に対する理解・関心の醸成に向け、行政等における配慮、普及啓発・広報、相談体制の整備、関係機関との連携に取り組んでまいります。

重点施策の2点目は「雇用・就労等の促進による経済的自立」でございます。この分野の課題としましては、障害者雇用の更なる拡大と工賃の向上を挙げております。施策の方向として、就労支援施設等の経営力の向上、就業機会の多様化促進、受注促進、職業訓練や能力開発、安定した雇用の確保に取り組んでまいります。

重点事項の3点目は「自らが望む地域・場所で暮らせるための環境整備・人材育成」でございます。この分野の課題としましては、地域生活の場の整備や地域生活の継続、身近な地域での利用者本位のサービス提供を挙げております。施策の方向としては、介護人材の確保・育成、住まい・支援拠点の整備やセーフティネット構築、サービスの質の確保・向上に取り組んでまいります。

「みやぎ障害者プラン」の説明については以上でございます。続きまして、資料「「宮城県障害福祉計画」の概要」を御覧願います。

詳細については割愛させていただきますが、「1提供体制の確保に係る目標」として、主な目標項目を記載しております。

「(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行」では、「地域生活移行者数」を設定しております。

「(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」では、「精神病床から退院後一年以内の地域における平均生活日数」や「1年以上の長期入院患者数」などを設定しております。

「(3) 地域生活支援拠点等の整備」では、「地域生活支援拠点等の整備」や「強度行動障害者の支援体制整備」を設定しております。

「(4) 福祉施設から一般就労への移行等」では、「年間一般就労移行者数」や「就労移行率が5割以上の事業者の割合」などを設定しております。

「(5) 障害児支援の提供体制の整備等」では、「児童発達支援センターの設置」や「難聴児支援のための中核的機能を果たす計画の策定及び体制の確保」などを設定しております。

「(6) 相談支援体制の充実・強化等」では、「基幹相談支援センター設置」や「協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等」を設定しております。

いずれの目標も国の基本指針に基づき、地域の状況や市町村計画との整合性を踏まえ設定したものになります。

次に「2支援の種類ごとの見込量等」ですが、市町村に対する調査に基づき、サービス

量の実績と見込量につきまして、グラフでお示しをしております。いずれのサービスも増
加見込みとなっております。

最後に「3 障害福祉サービス等の質の向上等のために講ずる措置」ですが、「みやぎ障
害者プラン」にも盛り込みました施策等を中心に、「サービスに従事する人材の確保・育成」
などに取り組んでいくこととしております。

説明については以上でございます。

(阿部委員長)

ありがとうございました。ただいま説明のありました「みやぎ障害者プラン・宮城県障
害福祉計画」について、皆様から御質問などあればお願いしたいと思います。WEB 会議シス
テムで出席の委員の皆様からも御質問等ございませんでしょうか。

では、この報告についてはよろしいでしょうか。ありがとうございました。それでは報
告事項（3）につきましては、以上とさせていただきます。

5 報告事項（4）「青少年健全育成の取組」について

(阿部委員長)

続きまして、報告事項の（4）「青少年健全育成の取組」について、事務局より説明をお
願いします。

(木村共同参画社会推進課長)

環境生活部共同参画社会推進課の木村と申します。

県の青少年行政の推進につきましては、日頃より御理解、御協力をいただき感謝申し上
げます。

本日は、当課で実施している青少年健全育成の取組について御報告いたします。

資料「青少年健全育成の取組について」を御覧ください。

当課では、青少年の健全な育成を支援する社会環境を形成し、健全な育成を阻害する要
因から青少年を保護するため、様々な取組を実施しておりますが、本日は2つの取組につ
いて御説明させていただきます。

1つ目は、「青少年健全育成条例による規制」についてです。

本県の青少年健全育成条例では、有害図書類の指定や、カラオケボックスやボーリング
場などの興行場等への深夜入場の禁止等の規制を行うことにより、青少年の健全な育成を
阻む環境からの保護に努めています。

有害図書類の指定にあたっては、本審議会の児童福祉専門分科会育成部会に諮問し、個々
に有害性や指定の必要性を判断の上、有害図書類としての指定を行っております。過去3
年間の指定状況については、記載のとおりでございます。

令和6年度につきましても、坂口委員、土井委員などに御来席いただきまして、6月6

日に第1回育成部会を開催し、個別指定図書類の審議を行っていただきました。今年度は計4回の育成部会の開催を予定しております。

有害図書類として指定した図書類については、県公報に登載の上、書店やコンビニエンスストア等に通知し、青少年への販売禁止や、他の図書類と区分して陳列することなどについて周知を行っています。

県としては、青少年健全育成条例の規定に基づく有害図書類の陳列状況や、興行場等の状況について立入調査を行い、必要に応じて助言指導を行うとともに、条例の周知徹底を図っていきます。

続いて、2つ目の「青少年のインターネット安全利用推進」について御説明いたします。

スマートフォン等の普及に伴い、青少年がネットトラブルに巻き込まれるリスクが増大していることから、青少年や保護者の知識や意識向上を目的に、インターネット安全利用啓発リーフレットの配布や出前講座を実施しております。

啓発リーフレットについては、平成27年度から作成し、当初は県内の中学1年生を対象に配布しておりましたが、インターネット利用の低年齢化を受け、令和3年度からは県内の全小学6年生に配布しております。

しかし、GIGAスクール構想により小学校入学時からインターネット接続機器を利用している状況を鑑み、今年度は、低学年、高学年の発達の差や、利用内容の差などを考慮した2種類のリーフレットを作成し、県内の小学1年生及び小学6年生に配布する予定としております。

このほか、青少年健全育成関係団体や各学校等からの要望に応じ、インターネット安全利用に係る出前講座を実施しています。青少年が巻き込まれやすい事例や、それを防ぐフィルタリングについて、聴講者に応じた説明を行っています。

近年は新型コロナウイルス感染症の流行により対面での講座の実施の要望が少ない状況にありましたが、令和5年度は感染症法上の位置付けが5類になったことにより、出前講座の要望が増加している状況でございます。

今後も、本審議会委員の皆様や、関係団や警察等と連携し、青少年の健全育成に向けて取り組んでまいります。以上です。

(阿部委員長)

ありがとうございました。それでは、ただいま説明のありました「青少年健全育成の取組」について、御質問等があればお願いいたします。WEB会議システムで出席の委員の皆様からも御質問等あればお願いしたいと思います。

それでは、報告事項(4)につきましては、以上とさせていただきます。

また、このような機会でございますので、保健福祉分野の行政に関することでお考えなどございましたら御発言いただけたらと思います。WEB会議システムで出席の委員の皆様も御発言等あればお願いいたします。

6 その他

(阿部委員長)

それでは、「6 その他」でございますが、委員の皆様から何かございましたら、お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局の方から何かございますでしょうか。

(志賀保健福祉部長)

それでは改めまして私から、本日は本当にお忙しい中、誠にありがとうございます。担当からいろいろ御説明申し上げた報告事項ございました。我が保健福祉部の重点方針につきまして、記載のとおりの内容で進めてまいりたいと思いますが、奥村委員から、一部記載に配慮が欠けているという御指摘も賜りました。当然ながら、書ききれない部分があって、こういった資料になってしまいまして、お詫びを申し上げたいと思いますけれども、施行の段階ではしっかりとバランスのとれた取り組みに配慮してまいりたいと思います。

また、高齢者、障害者の新しい計画が今年度からスタートしておりまして、昨年の策定にあたりまして、さまざまな形で御協力を賜りまして今年度からスタートしております。目標に掲げたとおり、しっかりと努力を積み重ねてまいりたいと思います。

実は、今年度は、こども計画の策定を予定しております。国の計画の方向性を承って、宮城県としてのこども計画の策定にあたる予定としております。また、改めて、皆様のお力添えを賜る機会が出てくるかと思っておりますので、何卒よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、全体会は6年ぶりの対面開催といった形となりましたけれども、それぞれ分科会、部会の開催等を通じまして、しっかりと皆様の御意見等賜りながら、保健福祉行政の推進にあたってまいりたいと思っております。中でも、福祉分野と保健医療分野の連携強化といったものが大変重要になってきていることを痛感しております。例えば、地域包括ケアや在宅居宅介護・看護支援など、さまざまな形で連携が必要とされておりますし、これから審議に入りますこども計画につきましても、子育て分野の母子保健、産後ケアを含めた切れ目のない支援の考え方を全うしていくにあたりまして、やはり福祉と保健医療分野の連携が益々重要になってくるということが叫ばれているところでございます。我が保健福祉部の名に恥じないよう、他職種連携・他機関の連携をとらまえながら、しっかりと取り組んでまいりたいと思ひますので、何卒よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上、閉会の言葉的になりましたけれども、本日の感謝を込めまして、私からの一言とさせていただきます。本日はありがとうございます。

(阿部委員長)

ありがとうございます。それでは、以上をもちまして本日の議事は終了し、事務局へ進行をお返ししたいと思います。最後に、私からも、積極的な御意見をいただきながら、

円滑な議事の進行に御理解・御協力いただいたことにお礼を申し上げて、終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。

(司会)

阿部委員長ありがとうございました。それでは、以上をもちまして、本日の会議の一切を終了させていただきます。本日御出席の委員の皆様、長時間にわたりありがとうございました。